

## 包括的契約（新しい三者間の包括契約）

第3弾



発注者は **シルバー人材センター利用規約** と **会員業務就業規約** に同意の上、センターと**利用契約**を結びます。

**シルバー人材センター利用規約** は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルールの契約です。

**会員業務就業規約** は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール、**利用契約** は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約です。

センターは**利用契約**をもとに **会員業務仕様書** を作成し、会員に 就業条件明示 します。  
(フリーランス法の就業条件明示と同様ルールです)

会員が **会員業務仕様書** に同意することで、発注者と会員の間には**請負委任契約**関係が生じます。これにより、**発注者、センター、会員間の包括的契約関係が成立**します。

形式的には発注者と会員の間で契約関係が生じますが、実務面及び会員の就業に関する環境に大きな変化はありません。基本的には先にご案内した「フリーランス新法」(令和6年1月1日施行)に準じて、今まで通り安心して就業することが可能です。請負・委任での契約ですので、派遣での就業は関係ありません。

ただ、発注者が事業所の場合「**会員業務仕様書**」(業務内容、報酬等を記載されたもの)を明示し、書面又は電磁式方式(デジタル)により同意いただくことが必要となります。

※この契約に関しては公共業務委託のみ令和7年4月1日から運用します。介護保険での事業など一部適用外の業務もありますので担当者にご確認ください。

## 【部会・委員会等の組織見直しについて】

現在、部会・委員会等のシルバー組織見直しを下記のとおり検討しております。

検討(案)については、10月以降に部会員・各地域委員の方々や各地域班長の皆様に順次、ご説明させていただいておりますが、会員の皆様へもご周知いたします。

《組織変更の時期》 令和7年7月1日～

○部会 (※新たな部会が設置されます。)

地域活動部会	➡	(新) 就業開拓・会員拡大部会
安全適正部会		安全適正部会
研修広報部会		(新) 広報・デジタル推進部会
女性部会		女性部会

○各地域委員会は、業務委員会に変更されます。

(※業務委員会は、地域代表、副代表、業務委員で組織します。)

長岡・中之島・三島・山古志地域委員会	➡	中央業務委員会
越路・小国地域委員会		南業務委員会
栃尾地域委員会		東業務委員会
与板・寺泊・和島地域委員会		北業務委員会
川口地域委員会		川口業務委員会

○各地域に地域役員会が設置されます。

(※地域役員会は、業務委員会メンバーと各地域の班長で組織します。)

中央役員会
南役員会
東役員会
北役員会
川口役員会

◆地域代表は、各地域役員会から選出して決まります。また、地域代表は、業務委員長及び理事候補者となります。

◆各地域の業務委員は、本部の4部会にそれぞれ出席することになります。

◆地域活動部会のこれまでの活動は、関連する部会に引き継がれます。

※上記、組織の見直し検討(案)について、ご質問等がある場合には、企画総務課宛にお問い合わせいただくようお願いします。

E-mail : nagaoka@sjc.ne.jp

TEL : 0258-35-2799

担当：企画総務課 吉田課長  
金内補佐